



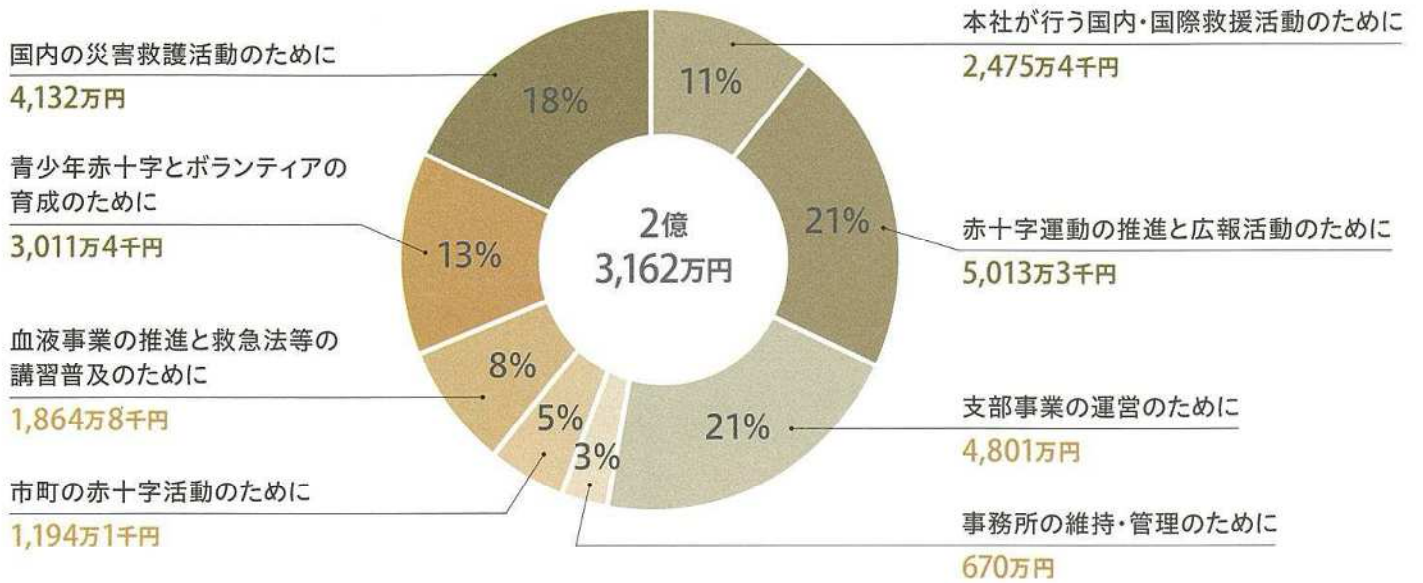
# SHIGA 130<sup>th</sup> Anniversary

130年の歩みは、人を大切にする思い。

時代を越えて続いてきたその思いを未来へつなぎ、  
これからもいのちを守り続けます。



# 令和8年度～皆さまからお寄せいただく活動資金の使いみち～



※医療事業・血液事業は、それぞれ診療報酬や血液製剤の供給収益などを主な財源として活動しています。

## いのちをつなぐ赤十字活動

### 国内災害救護



### 赤十字ボランティア



### 国際活動



### AED 救急法等の講習



### 青少年赤十字



### 看護師の養成



### 医療事業



### 血液事業



### 社会福祉



一人でも多くの命を救うため、  
赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。

# さまざまな方法で赤十字活動資金にご協力いただけます。

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

## 地域でのご協力

自治会・町内会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて県内各市町の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。

## クレジットカード、キャッシュレス決済によるご協力

お手持ちのクレジットカードやAmazon Pay、PayPayなどでご協力いただけます。

日赤 寄付



## 口座振替によるご協力

希望月に、ご登録いただいた金融機関の口座から自動引き落としとしてご協力いただけます。

## 金融機関からのご協力

日本赤十字社滋賀県支部まで専用振込用紙(手数料無料)をご請求ください。

⚠️ 郵便局・ゆうちょ銀行では窓口に備え付けの振込用紙もご利用いただけます。※手数料無料

口座番号: 00940-8-266602

加入者名: 日本赤十字社滋賀県支部

## 遺産の寄付をお考えの皆さまへ

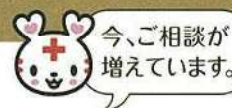
### 思いを託す。未来へ繋ぐ。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」

「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。

日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求、お問い合わせは、日本赤十字社滋賀県支部にご連絡ください。



### 遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社滋賀県支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。



### 遺贈について

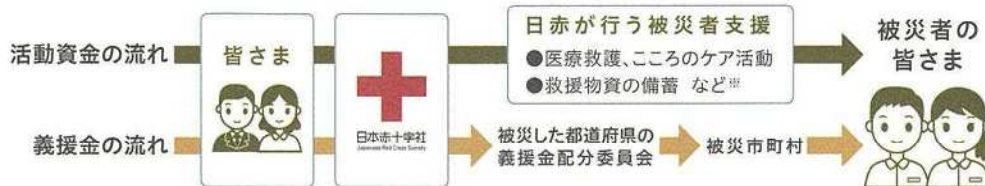
詳細を記したパンフレットをご用意しております。

遺言により、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社滋賀県支部の事業と指定することで、滋賀県における赤十字活動に役立てることができます。

## 被災者に届ける2つの支援 ～赤十字活動資金と義援金の違い～

**活動資金**…日本赤十字社の活動を通じて被災者を支えます。

**義援金**…全額が被災された皆さまに届けられます。



※その他、救急法等の講習普及、ボランティアや青少年の育成などに役立てられます。

## 表彰制度の概要

### 特別社員

毎年(2,000円以上)  
または一時・数次で20,000円以上

### 支部長表彰状

一時または累計で100,000円以上

### 銀色有功章

一時または累計で200,000円以上

### 金色有功章

一時または累計で500,000円以上

お問い合わせ先

発行:  **日本赤十字社** 滋賀県支部  
Japanese Red Cross Society

〒520-0044 大津市京町四丁目3番38号  
TEL 077-522-6758  
<https://www.jrc.or.jp/chapter/shiga/>

